

TSUTAYA CREATORS' PROGRAM応募約款

TSUTAYA CREATORS' PROGRAM (以下「TCP」といいます) を共同で運営する、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (以下「CCC」といいます) 及びカルチュア・エンタテインメント株式会社 (以下「CE」といいます) (以下、CCC及びCEを含むTCPの運営事務局を「事務局」といいます) は、TCPの運営にあたり、以下の通り約款を定めます。この約款は、TCPへの応募者 (以下「応募者」といいます) 及び応募企画の全部に適用されます。応募の際には、この約款をよくお読みの上、ご承諾ください。

第1条 (目的)

TCPの目的は、優良な映像企画及び映像監督、脚本家等のクリエイターの発掘とします。

第2条 (応募)

①映像作品向けのオリジナルの企画 (企画を著作物化した、小説、漫画等 (以下「原作」といいます) を含みます。以下同じ) 又は脚本 (以下、総称して「企画等」といいます) を以下の3部門に分けて募集いたしますので、応募時に選択し、応募要項にしたがって応募してください。なお、同一企画にて複数の部門に応募することはできません。

i) 企画部門

映像化したい企画等がある方は、企画部門を選択してください。

ii) 監督部門

映像化したい企画等があり、その企画を自ら監督として映像化したい方は、監督部門を選択してください。

iii) 脚本部門

映像化したい企画等があり、その企画を自ら脚本化したい方は、脚本部門を選択してください。

②以下の各号に1つでも該当する企画等を応募することはできません。応募された企画等が以下の各号の1つにでも該当することが判明した場合、事務局は、当該企画等を審査対象外とし、入選後に該当することが判明した場合は、原則として入選を取り消します。

- 1) すでに映像、小説、漫画、ゲーム、脚本その他により公表 (ウェブページに掲示等する場合を含みます。以下同じ) 又は公開された企画等
- 2) すでに映像、小説、漫画、ゲーム、脚本その他により、公表又は公開が決まっている企画等
- 3) すでに他の募集企画等に応募済みの企画等 (当該募集企画等において落選が確定している企画等を除きます)
- 4) 特定の宗教、団体等の広告を主な内容とする企画等又はこれらへの信仰、帰属を勧奨する内容の企画等

- 5) 特定の人物、宗教、国家、民族、団体等を誹謗、中傷する内容の企画等
 - 6) 特定の物品、サービス、ファンド等の広告を主な内容とする企画等又はこれらの購入、利用、投資等を勧奨する内容の企画等
 - 7) 犯罪行為、不法行為の奨励等、公序良俗に反する内容の企画等
 - 8) 第三者の著作権、プライバシー等、その他の権利を侵害している、またはそのおそれがある企画等
- ③応募者（グループ応募の場合は、メンバーのうちのどなたか、法人応募の場合は、従業員、役員または所属するマネジメント対象者等）は、ご自身による企画等を応募してください。他人の企画等を代理で応募することはできません。

第3条（応募資格）

T C P に応募できるのは、以下の各号の全部に該当する方（グループ、法人を含みます。以下同じ）とします。

- 1) この約款を承諾する方
- 2) 応募した企画等の入選（以下、入選した企画等を「入選企画等」といいます）後、当該入選企画等につき、C C C、C E 又は事務局の指定する者（以下総称して「C C C 等」といいます）との間で、C C C 等に、当該入選企画等を利用して映像著作物を製作する独占的権利（以下「映像化権」といいます）を付与し、当該映像著作物の著作権を C C C 等に帰属させる趣旨の契約（以下「映像化権契約」といいます）を締結できる方。

第4条（提出物）

- ①応募時に提出していただくものについては、応募要項の通りです。
- ②一次審査を通過した方は、事務局から指定される提出物を制作していただき、提出していただく場合があります。提出いただけない場合、原則として審査対象外となります。当該提出物の制作費用は、応募者の自己負担とします。また、当該提出物について、第2条第2項各号の1つにでも該当することが判明した場合は、原則として審査対象外とし、入選後に判明した場合は、原則として入選を取り消します。
- ③二次審査を通過した方は、別途指定する期限までに、最終審査に必要となる、二次審査通過通知において指定される提出物を制作・提出していただきます。提出いただけない場合は、原則として審査対象外となります。
当該提出物の制作費用は、二次審査通過通知にて定める範囲までの実費につきましては、事務局が補助いたしますが、これを超える額につきましては応募者の自己負担とします。補助に関する詳細につきましては、二次審査を通過した方に別途お知らせいたします。また、当該提出物について、第2条第2項各号の1つにでも該当することが判明した場合は、原則として審査対象外とし、入選後に判明した場合は、原則として入選を取り消します。
- ④本条に定める提出物は、入選の如何にかかわらず、応募時に提出していただいた企画書等を含

め、返却されませんので、コピー等のバックアップを保存しておいていただくことをお勧めします。

- ⑤過去作品等、既存の著作物を提出する場合は、提出・審査のために必要な権利処理（DVDに収録する許諾、複製する許諾、収録されている音楽著作物・音源の録音使用許諾、複製許諾を含みます）を全て完了し、事務局が認める方法で提出してください。万一、権利処理に疑義があることが判明したり、権利処理に異議がある旨の指摘等があった場合は、審査対象外とさせていただきます場合がございます。

第5条（エントリー料）

応募者は、企画等1件につき、エントリー料として、金3,300円（消費税等込）を事務局に支払ってください。エントリー料は、いかなる場合も返却されません。

第6条（企画等についての取り扱い）

- ①事務局及び審査員は、企画等及び提出物を、選考の目的に限り、複製（ただし、映像著作物である既存作品を除きます）、閲覧、視聴するものとします。事務局は、公開審査となる場合、入選した場合及び企画マーケットへの登録が承諾された場合を除き、事務局及び審査員以外の第三者に企画等及び提出物を閲覧、視聴させないものとします。
- ②企画等の映像化に際しては、企画等に脚色がなされ、あるいは改変、翻案等が行われることを応募者は了承し、これらに異議を述べないものとし、提出物（ただし、映像著作物である既存作品を除きます）についても同様とします。提出物自体が企画等の映像化に際し使用されることは限らず、又提出物自体を企画等の映像化作品として公開等するわけではないことを応募者は了承するものとします。
- ③応募者は、企画等を、審査対象外となるまで、他の募集企画等に応募したり、公表、公開等したり、公表、公開等のために第三者に提示することはできません。違反した場合は審査対象外となり、入選後に違反が発覚した場合は、原則として入選を取り消します。

第7条（入選した場合の映像作品製作への参加）

- ①入選企画等の応募者には、当該入選企画等の映像化に際し、監督部門については原則として監督として、脚本部門については原則として脚本家として製作に参加していただきます。企画部門については適任と思われる役割をもって製作に参加していただく場合があります。
- ②製作への参加に関する、参加範囲、役割、報酬等の詳細は、入選後、別途契約により定めます。

第8条（入選企画等の権利の帰属等）

- ①入選企画等の映像化権は、CCC等に独占的に付与されるものとし、入選企画等の応募者は、CCC等との間で、映像化権契約を締結するものとします。
- ②入選企画等を映像化した映像著作物の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に定める

権利を含め、全てCCC等に帰属するものとします。したがって、映像著作物のあらゆる形態における利用（商品化、小説化、コミック化、ゲーム化、その他のメディミックスによる利用を含む）をすることができ、入選企画等の応募者は、あらかじめこれを了承するものとします。

- ③入選企画等に関する、第4条第2項及び第4条第3項に掲げる提出物については、事務局及びCCC等は、その全部又は一部を、期間及び地域の制限なく、自由に公開し、複製、頒布、公衆送信、上映することができます。入選企画等の応募者は、第三者との間で、これに反する契約等を締結してはなりません。

第9条（個人情報）

- ①CCC等は、応募者から以下の個人情報等を取得します。

1) 個人情報等

・企画者名（共同企画者名／所属法人名）年齢・性別・住所・郵便番号・電話番号（固定・携帯）・メールアドレス・職業・これまでに制作した作品名とその上映歴と受賞歴・作品情報及びTCPを知った経緯・応募動機

- ②前項の定めにより取得した個人情報の利用目的は以下の通りであり、CCC等はそれ以外の目的で一切利用しません。

1) TCP応募者からの入選企画等の審査のため

2) 今回の応募関連のご連絡（応募に関しての不備等の確認、受付・審査結果の通知）のため

3) 審査以後の事務局からの電子メール等でお知らせのため

4) 審査以後のご連絡（各審査を通過された方のみ）のため

5) TCPに関連する情報提供のため

6) デジタルマーケティング及び広告のため

7) その他上記の各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

- ③CCC等は取得した個人情報を以下に従い、取り扱うものとします。

「個人に関わる情報の取扱いについて」(<https://ceg.co.jp/privacy/#>)

- ④CCC等が取得する本条第1項に記載した個人情報の全ては下記の範囲で共同利用いたします。

記

- 1) 共同して利用する者の範囲：事務局を構成する企業を含む以下の企業

・CCC

・CE

- 2) 共同して利用する者の利用目的：本条第2項に記載した利用目的の範囲内

- 3) 共同利用する個人情報の管理責任者：CE

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
カルチュア・エンタテインメント株式会社
代表取締役 中西 一雄

4) 取得方法 <https://culture-pub.jp/tcp/>にて定めた方法に基づく。

以上

⑤ C C C等は、本条第2項で記載した目的の達成のために、個人情報の取扱いを含む業務を、守秘義務契約を締結した委託先に委託する場合があります。

⑥ 自己の個人情報について、個人情報保護法その他関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去または第三者への情報提供の停止（以下「通知・訂正等」といいます）を求める場合には、事務局までお問い合わせフォームにてご連絡ください。

お問い合わせフォーム URL <https://culture-pub.jp/contact/?category=2>

⑦ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該求めに係る個人情報の全部又は一部について通知・訂正等を行わないことがあります。通知・訂正等を行わないことを決定した場合はその旨、理由を付記してお知らせします。

- 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- 2) 取得する事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある、または業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合
- 3) 法令の定める事務の遂行に支障がある、または法令に違反する場合

⑧ ただし、個人情報の提供が「法令で認められる場合」には、事前の同意なく個人情報を提供する場合があります。なお、「法令で認められる場合」とは、以下のような場合を含みます。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑨ 応募された皆様の事務局に対する個人情報の提供は任意となります。ただし、提供されなかった場合、本条第2項で定めた応募及び審査等に必要な作業が行えない可能性があります。予めご了承ください。

⑩ 個人情報のご記入は各自の責任において行ってください。故意または過失の有無にかかわらず、誤った情報をご記入されたことによって生じるいかなる損害においても、事務局は一切の責任を負いません。

第10条（準拠法、裁判管轄）この約款は、日本法に準拠し、この約款に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。